

規制の事前評価書

評価実施日：平成 29 年 7 月 19 日

政策	港湾法施行令の一部を改正する政令案		
担当課	港湾局技術企画課	担当課長名	稲田 雅裕
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【法律案等の名称】 港湾法施行令の一部を改正する政令案 【関連条項とその内容】 一定の技術基準に適合するように建設、改良等することが求められる技術基準対象施設として、移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）を追加（港湾法第 56 条の 2 の 2 第 1 項、港湾法施行令第 19 条）</p> <p>② 規制の目的 今後我が国港湾において、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械の導入が進んだ場合に、適切な港湾機能の確保を図るため。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標 a 関連する政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 b 関連する施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する c 関連する業績指標 _____ d 業績指標の目標値及び目標年度 _____ e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 自動化、又は遠隔操作化された移動式荷役機械の事故発生件数 0 件</p> <p>④ 規制の内容 【規制の拡充】一定の技術基準に適合するように建設、改良等することが求められる技術基準対象施設として、移動式荷役機械（自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。）を追加するもの。</p> <p>⑤ 規制の必要性 コンテナ船の大型化が急速に進展する中、我が国に寄港する国際基幹航路の維持・拡大を図るためには、コンテナターミナルにおける荷役能力を向上させることが喫緊の課題となっている。我が国の少子高齢化や将来的な熟練労働者不足の状況を踏まえると、近年、世界の港湾でも導入が進んでいる自動化・遠隔化された移動式荷役機械を導入し、荷役作業の生産性向上を実現することが必要である。他方、その導入にあたり我が国の既存の狭隘なターミナルにおいては機械同士の衝突等、港湾機能に支障をきたす事態が発生することが懸念される。（＝目標と現状のギャップ） 港湾法において、技術基準対象施設とは、一定の技術基準に適合するように建設、改良又は維持することが求められる施設であるが、現在、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械は、技術基準対象施設として定められていない。（＝原因分析） こうした機械について適合すべき技術基準を定めることにより、適切な港湾機能を確認しつつ、荷役作業の生産性の向上を実現することが可能となる。（＝課題の特定） 規制の具体的内容は上記④のとおり（＝施策の具体的内容）</p>		

想定される代替案 1	コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者に対し、自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械の安全かつ円滑な運用のためのガイドラインを作成し遵守への協力要請を行う。
規制の費用	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 技術基準対応措置の実施費用が発生する b 行政費用 特になし c その他の社会的費用 特になし <p>② 代替案 1 における費用の要素</p> <ul style="list-style-type: none"> a 遵守費用 技術基準対応措置の実施費用が発生する（本案と同様） b 行政費用 ・ガイドラインを作成するための費用 ・コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者に対し、協力要請をするための費用 c その他の社会的費用 特になし
規制の便益	<p>① 当該規制案における便益の要素 コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者が、技術基準に則り安全かつ円滑に自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械を運用することで、適切な港湾機能が確保され、安定的かつ円滑な港湾物流が実現されることによる便益は極めて大きい。</p> <p>② 代替案 1 における便益の要素 コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者がガイドラインを遵守した場合は本案と同様の便益が得られるが、ガイドラインを遵守しない場合は、狭隘なターミナルにおける機械同士の衝突等の懸念が払拭されず、安定的かつ円滑な港湾物流に支障を来すことにより社会的便益が低下する。</p>
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	<p>コンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者が規制を遵守するための措置、例えばセンサーの設置、フェンスの適切な配置、運用規程の整備などに費用が生じるが、安定的かつ円滑な港湾物流が実現されることによる便益は、港湾利用者のみならず社会的にも極めて大きく、便益が費用を上回るものと判断される。</p> <p>一方、代替案については、本案より行政費用が増え、かつコンテナターミナル運営者及び荷役機械所有者がガイドラインを遵守しない場合には便益が著しく低下することとなる。</p> <p>以上から、当該規制案は代替案より優れていると判断される。</p>
有識者の見解、 その他関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国際コンテナ戦略港湾政策推進委員会（座長 野上浩太郎 国土交通副大臣）最終とりまとめ（平成 26 年 1 月）において、「荷役機械（トランスファークレーン）の遠隔操作化等によるコンテナターミナルの抜本的な高度化に向け取り組む」とされている。 ・未来投資戦略 2017（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「荷役機械の遠隔操作化に向けた制度改正を本年度中に行うとともに、AI や IoT 等も活用することで港湾物流全体の効率化を推進する。」とされている。
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	平成 34 年度に事後検証を実施する。
その他 (規制の有効性等)	自動化・遠隔操作化された移動式荷役機械が適合すべき技術基準を定めることにより、今後こうした機械の導入が進んだ場合において、適切な港湾機能の確保を図ることが可能となるため、当該規制は有効である。